

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化事業費委任払い制度

耐震化事業費をお支払いの際に市から補助された金額を差引いて業者に支払う仕組みです！！



差引いた金額を支払う？
ということなの？

たとえば・・・
撤去費40万円、設置費60万円の
場合、市補助金は50万円となりま
す。市から施工業者へ補助金額を支
払うので、**自己負担分の50万円を
用意**すれば良いのです！！



耐震化工事費	100万円
－ 市補助金	50万円
自己負担額	50万円

・市から施工業者へお支払い

市から施工業者に補助金を直接支払うから、高額な金額を用意せずに、**自己負担額分のみ**支払えばよい制度なんだ！！

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化事業費委任払い制度

1.耐震化補助申請

【市へ提出】

綾瀬市役所 5階
都市計画課
計画調整・開発指導担当



2.交付決定通知受領

市から郵送でご自宅に届きます。
補助金請求時に必要になりますので、大切に
保管しておいてください。

3.耐震化工事依頼・実施

工事施工業者に工事の依頼をしてください。

4.耐震化工事費請求

耐震化工事終了後、施工業者から請求書が届きます。この時、補助金額を差し引いた額のみお支払いして、領収書を受領してください!!!

5.補助金の請求

【市へ提出】

- ① 実績報告書等関係書類一式
- ② 耐震化工事領収書（補助額を差し引いた額）
- ③ 綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書（委任払）
- ④ 補助金の受領に係る委任状

6.支払い

請求書受領後、1ヶ月以内に施工業者の口座に補助金を振り込みます。